

千葉県子どもの貧困対策推進計画【概要】

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者の就労支援などを併せて、子どもの貧困対策を総合的に推進する

2 基本理念

すべての子どもが、そのおかれの環境に左右されることなく、夢と希望をもって成長して、「千葉で生まれ育ってよかった」と思える社会の実現を目指す
そのため、家庭・学校・地域がそれぞれの立場から責任を自覚し、相互に連携し、社会全体で子どもの成長を支える社会づくりに取り組む

3 計画の位置付け

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第1項に規定されている計画

4 対象となる地域

県全域を対象とし、県の施策だけでなく、市町村の施策も含めて整理する

5 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間とする

III 子どもの貧困に関する指標

1 生活保護を受けている17歳以下の人数と割合 県独自指標

○ 17歳以下の生活保護受給者 9,429人（県内の0.86%）（平成26年7月）

2 生活保護を受けている子どもの高等学校等進学率

○ 生活保護受給者の高等学校等進学率 91.7%（県全体98.6%）
⇒目標：県全体の高等学校等進学率に近づける（平成27年3月（卒業生））

3 生活保護を受けている子どもの高等学校中退率

○ 生活保護受給者の高等学校中退率 4.6%（県全体1.4%）（平成26年度）
⇒目標：県全体の高等学校中退率に近づける

4 生活保護を受けている子どもの大学等進学率

○ 生活保護受給者の大学等進学率 15.8%（県全体54.0%）
⇒目標：県全体の大学等進学率に近づける（平成27年3月（卒業生））

5 生活保護を受けている子どもの就職率

○ 生活保護受給者の中学校卒業後就職率 1.8%（県全体0.3%）
（平成27年3月（卒業生））

○ 生活保護受給者の高等学校等卒業後就職率 50.0%（県全体13.5%）
（平成27年3月（卒業生））

6 生活保護を受けている子どものうち、中学校・高等学校等卒業後に進学しなかった子どもの就職率 県独自指標

○ 中学校卒業後、高等学校等に進学しなかった子どもの就職率 22.8%（平成27年3月（卒業生））
⇒目標：就職率を上げる

○ 高等学校等卒業後、大学等に進学しなかった子どもの就職率 74.9%（平成27年3月（卒業生））
⇒目標：就職率を上げる

7 小・中学校で就学援助を受けている児童生徒の人数と割合 県独自指標

○ 就学援助を受けている人数 41,374人（就学援助率8.7%）
（平成26年度）

8 スクールソーシャルワーカーの配置人数

○ スクールソーシャルワーカーの配置人数 11人（平成27年度）
〔小学校：3人、中学校：2人、高等学校：2人、教育委員会等4人〕

9 スクールカウンセラーの配置率

○ 小学校 5.9%（89校）、中学校 100%（381校）、高等学校 55.5%（80校）
（平成27年度）

10 児童扶養手当の受給者 県独自指標

○ 40,797人（平成26年度）

II 子どもの貧困に係る本県の現状

※ 子ども…17歳以下

1 全国の子どもの貧困率の状況

○ 全国の子どもの貧困率 16.3%（平成24年度） ⇒増加傾向

2 生活保護を受給している子どもの状況

○ 生活保護を受けている子どもの受給率 0.86%（平成26年度） ⇒ほぼ横ばい

3 生活保護を受給している子どもの高等学校等進学・中退率の状況

○ 生活保護を受けている子どもの進学率 91.7%（県全体98.6%）
⇒90%前後で推移（平成26年度）

○ 生活保護を受けている子どもの中退率 4.6%（県全体1.4%）
⇒5%前後で推移（平成26年度）

4 小・中学校で就学援助を受けている児童生徒の状況

○ 41,374人（平成26年度） 全児童の8.7% ⇒ほぼ横ばい

5 児童扶養手当の受給者の状況

○ 40,797人（平成26年度） ⇒ほぼ横ばい

実態調査の結果概要

生活保護を受給している子どもがいる保護者（回答者188人）

ア 各支援（教育、生活、保護者に対する就労、経済的）の利用状況

「よく利用している」は「子どもの医療費の助成」「児童扶養手当」が多い。「利用したいができない」は「教育の支援」「子どもの就労・就職支援」「保護者に対する就労支援」「生活福祉資金の貸付け」が多く、その理由では、「窓口や手続きがわかりにくかった」が多い。

イ 子どもの貧困対策に重要だと思う支援

教育支援・生活支援・保護者の就労支援・経済的支援のいずれも重要との回答が多い。また、「一つの相談窓口から様々な支援へのつなぎ」「利用できる支援や相談窓口の情報提供」を望む回答が多い。

- 指標の改善等につながる、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4つの支援の促進が重要
- 支援制度の内容や相談支援機関（窓口）の周知、相談支援機関に対する個別支援事業や窓口部署・機関の周知を図ることが重要。

IV 4つの重点的支援施策

1 教育の支援

(1) 学校を核とした子どもへの支援

- スクールソーシャルワーカー・カウンセラーを活用した支援の充実
[スクールソーシャルワーカー・カウンセラーの配置]
- 子どもたちの学ぶ機会の充実を図るため、学校教育以外での学習活動等
[放課後子供教室推進事業] 等

(2) 就学支援の充実

- 生活保護を受けている子どもの教材・給食費、高等学校の入学費等の支給
[生活保護法による教育扶助・生業扶助]
- 就学が困難な児童生徒に対する就学援助の実施
[小学生・中学生の就学援助制度] 等
- (3) 大学等進学・高等学校中退の子どもに対する支援**
- 意欲と能力のある生徒・学生が、経済状況に関わらず学べるよう貸付の実施
[生活福祉資金貸付制度（就学支援費）・（教育支援費）]
- ひとり親の子どもに対し、大学等の修学資金の貸付け
[母子父子寡婦福祉資金の貸付]
- 高等学校中退者等に対し、職業的自立に向けた支援の実施
[地域若者サポートステーション事業]

2 生活の支援

(1) 保護者への生活支援

- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援の実施
[生活困窮者への自立相談支援]
- 民生委員・児童委員による相談や助言、情報の提供等の援助活動の充実強化
[民生委員・児童委員制度]
- ひとり親家庭に対し、支援員等による付き添い型の自立に向けた支援
[母子生活支援施設] 等

(2) 子どもの生活や就労への支援

- 放課後や週末などの児童の安全な居場所の確保
[放課後子供教室推進事業] 等

(3) 児童養護施設等の子どもへの支援

- 要保護児童の受け皿整備を図るため、民間児童養護施設等の整備の促進
[児童養護施設・乳児院の整備]
- 児童養護施設等を退所した子どもへのアフターケアの推進
[児童自立生活援助] 等

(4) その他の生活の支援

- ひとり親世帯及び生活困窮度の高い多子世帯の公営住宅への優先入居
[県営住宅へ入居する際の優遇措置] 等

3 保護者に対する就労の支援

(1) 保護者の就労への支援

- ひとり親家庭へ、生活支援と就業支援を組み合わせた支援の提供
[母子家庭等就業・自立支援センター事業] 等

(2) 保護者の就労に係る資格取得への支援

- 自主的に職業能力の開発を行うひとり親に対しての給付金の支給
[母子家庭等自立支援給付金事業] 等

4 経済的支援

(1) ひとり親世帯への経済的支援

- ひとり親世帯への経済的支援、医療費等の負担を軽減するための助成
[児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費等助成事業] 等

(2) その他の経済的支援

- 生活保護を受けている子どもの教材費や給食費、高等学校の入学費等の支給
[生活保護法による教育扶助・生業扶助]
- 母子家庭等の経済的自立や生活意欲の助長に対する貸付け
[母子父子寡婦福祉資金の貸付]
- 多子世帯等に対する特定優良賃貸住宅への家賃補助
[特定優良賃貸住宅家賃補助事業] 等

V 調査・研究

一層の子どもの貧困の実態の把握に向けて、国の調査・研究の状況も参考にしながら、調査・研究に取り組む。

VI 計画の周知・啓発

支援を行う関係機関等において、子どもの貧困の状況等が理解されるよう本計画の周知を図るとともに、支援施策に係る個別事業やそれらの窓口となる部署・機関等を整理したガイドブックを作成し、相談支援機関等へ配付する。

また、県民が子どもの貧困の現状を知り、広く地域で支えていく気運を高めるため幅広く県民に対して、本計画の周知・啓発を図る。

VII 計画の推進

県の関係部局や市町村、教育機関や就労支援機関などの関係機関と連携し計画の推進を図る。

計画を着実に推進するため、毎年度、子どもの貧困に関する指標の状況や施策の実施状況を確認し、その結果を公表するとともに必要に応じて施策の見直しを行う。